

令和4年度

# 監査報告書

定期監査

留萌市監査委員

令和4年12月



# 定期監査報告

## 1 監査の対象部局

総務部 (管財課・税務課)  
市民健康部 (社会福祉課・市民課・介護支援課)  
都市環境部 (建築住宅課・上下水道課)  
教育委員会 (教育政策課・子育て支援課・子ども発達支援センター)  
病院事務部 (総務課・医事課)

## 2 監査の実施期間

令和4年9月12日から令和4年12月7日まで

## 3 監査の範囲

令和3年度決算における一般会計、特別会計及び企業会計の収入未済繰越額  
についての債権管理事務及び令和3年度不納欠損処理業務

## 4 監査の着眼点

留萌市債権管理条例に則り適正な事務処理が行われているか。

令和3年度末における収入未済額は確実に繰越がなされているか。また、その  
の時期は適正か。

- ① 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ② 督促、催告及び時効更新手続きは適時かつ適正に行われているか。
- ③ 滞納整理について努力が払われているか。

ア 時期を失せず、強制執行等の措置がとられているか。また、その手続き  
は適正か。

イ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の緩和措置がとら  
れているか。

- ④ 延滞金等は、適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについて、理由及び手続きは適正か。
- ⑤ 不納欠損処分は、適時かつ適正に行われているか。
  - ア 時効の起算点に誤りはないか。
  - イ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。
  - ウ 時効完成等により、既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。
- ⑥ 平成29年度実施の定期監査において、講ずることとされた処理がなされているか。

## 5 監査の方法

あらかじめ収入未済繰越額を把握するため、監査対象部局に対し、令和3年度末の収入未済額、不納欠損額、個別調定一覧等の提出を求め、さらに関係書類、諸帳簿等を監査し、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

## 6 債権の分類

### (1) 公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権で、時効期間の満了により債権が消滅する。

#### ① 強制徴収公債権

国税又は地方税の滞納処分の例により、裁判手続きを経ることなく自ら強制執行することができるもの

#### ② 非強制徴収公債権

裁判手続きを行い、民事執行手続きによらなければ、強制執行ができないもの

### (2) 私債権

民法、商法等が適用される債権で、時効期間が満了しても留萌市債権管理条例第12条第1項による決定（その他の債権の放棄）又は債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しない。

各債権の内容 ( )内は時効満了期間(年)

強制徴収公債権	私債権
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税 (5)</li> <li>・ 保育実施費負担金 (5)</li> <li>・ 児童福祉費返還金 (5)</li> <li>・ 後期高齢者医療保険料 (2)</li> <li>・ 介護保険料 (2)</li> <li>・ 下水道事業受益者負担金 (5)</li> <li>・ 下水道使用料 (5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学法保育実施費負担金 (2)</li> <li>・ 子ども発達支援センター利用者負担金 (2)</li> <li>・ 住宅使用料 (5)</li> <li>・ 土地貸付収入 (5)</li> <li>・ ひとり親家庭等医療費返還金 (5)</li> <li>・ 乳幼児等医療費返還金 (5)</li> <li>・ 不正利得返納金 (5)</li> </ul>
非強制徴収公債権	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当戻入未済金 (5)</li> <li>・ 生活保護費返還金 (5) ※</li> <li>・ 生活保護費戻入未納金 (5) ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道料金 (2)</li> <li>・ 水道工事検査手数料 (2)</li> <li>・ 水道事業雑収益 (2)</li> <li>・ 病院事業医業収益 (3)</li> <li>・ 病院事業医業外収益 (3)</li> <li>・ 奨学基金 (10)</li> <li>・ 母子福祉修学基金 (10)</li> </ul>

※ 平成30年10月1日の改正生活保護法施行以降に支弁した費用に係るものについては、強制徴収公債権

## 7 監査の結果

### (1) 調査書等による収入未済繰越額の状況

監査対象の内容を把握するために作成した調査書は、次のとおりである。

		令和3年度 調定額	令和3年度 収入済額	令和3年度 不納欠損額	令和4年度 滞繰調定額
市民税 (法人税含む)	現年	円 1,140,185,790	円 1,135,481,006	円 92,602	円 4,612,182
	滞繰	16,889,275	5,038,398	2,950,310	8,900,567
固定資産税 (都市計画税含む)	現年	805,255,600	800,320,663	8,200	4,926,737
	滞繰	27,944,189	1,684,382	9,252,628	17,007,179
軽自動車税	現年	39,279,400	39,119,400	2,000	158,000
	滞繰	418,900	117,600	75,600	225,700
市税合計		2,029,973,154	1,981,761,449	12,381,340	35,830,365
保育実施費負担金	滞繰	7,291,674	1,926,788	191,070	5,173,816
子ども発達支援センター利用者負担金	滞繰	6,277	0	0	6,277
学童保育実施費負担金	滞繰	38,900	37,400	0	1,500
住宅使用料	現年	221,436,090	221,286,790	0	149,300
	滞繰	4,881,650	1,117,750	2,107,200	1,656,700
土地貸付収入	現年	6,553,909	6,499,717	0	54,192
	滞繰	983,807	459,132	5,988	518,687
生活保護費返還金	現年	3,112,587	1,646,745	0	1,465,842
	滞繰	15,488,488	1,097,405	0	14,391,083
生活保護費戻入未納金	現年	469,039	171,955	0	297,084
	滞繰	1,219,360	42,000	0	1,177,360
児童扶養手当戻入未済金	滞繰	149,000	0	0	149,000
児童福祉費返還金	滞繰	903,590	36,000	408,310	459,280
ひとり親家庭等医療費返還金	現年	55,618	40,189	0	15,429
乳幼児等医療費返還金	現年	144,935	143,195	0	1,740
市税外合計		262,734,924	234,505,066	2,712,568	25,517,290

		令和3年度 調定額	令和3年度 収入済額	令和3年度 不納欠損額	令和4年度 滞繰調定額
国民健康保険税	現年	272,829,400	261,386,811	0	11,442,589
	滞繰	41,472,438	9,945,972	9,442,063	22,084,403
不正利得返納金	滞繰	31,072	12,000	0	19,072
後期高齢者医療保険料	現年	75,057,400	74,084,900	0	972,500
	滞繰	1,818,652	859,052	447,500	512,100
介護保険料	現年	35,250,900	31,162,400	0	4,088,500
	滞繰	10,316,300	1,758,400	3,722,000	4,835,900
下水道事業受益者負担金	現年	16,061,020	16,039,040	0	21,980
	滞繰	504,600	0	0	504,600
下水道使用料	現年	363,090,518	360,102,180	0	2,988,338
	滞繰	5,297,813	2,835,929	777,724	1,684,160
特別会計合計		821,730,113	758,186,684	14,389,287	49,154,142
水道料金	現年	518,686,263	510,489,665	0	8,196,598
	滞繰	10,373,583	7,583,179	1,003,857	1,786,547
工事検査手数料	現年	2,685,600	2,645,300	0	40,300
消費税及び地方消費税還付金	現年	8,055,778	0	0	8,055,778
雑収益	現年	5,280,350	4,788,825	0	491,525
水道事業会計合計		545,081,574	525,506,969	1,003,857	18,570,748
病院事業医業収益	現年	4,016,932,998	3,402,280,074	0	614,652,924
	滞繰	598,956,494	575,973,476	1,334,221	21,648,797
病院事業医業外収益	現年	1,453,685,283	987,088,239	0	466,597,044
	滞繰	380,876,428	295,952,428	0	84,924,000
病院事業会計合計		6,450,451,203	5,261,294,217	1,334,221	1,187,822,765
奨学基金	滞繰	1,526,400	266,400	0	1,260,000
母子福祉修学基金	滞繰	303,650	3,000	0	300,650
基金合計		1,830,050	269,400	0	1,560,650

(2) 収入未済繰越額の債権管理事務及び不納欠損処理業務の監査結果

監査結果は、次のとおりであり、事務処理に関し一部で重大な誤謬が見受けられたほか、改善又は検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、12月21日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

① 督促について

地方税法（税目ごと）、地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令第171条、留萌市債権管理条例第4条で規定されているとおり、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に期限を指定して督促しなければならないが、平成25年度及び平成29年度定期監査でも指摘した部分にもかかわらず、督促していない事例や督促の遅延が見受けられた。

いずれの債権についても必ず督促しなければならないが、特に強制徴収公債権の場合、督促が滞納処分的前提条件であり、督促しなければ滞納処分をすることができないほか時効更新の要因となるため、特に留意する必要がある。

② 時効管理について

滞納処分規定のある公債権は、時効期間の満了により債権が消滅し一切の請求ができなくなり、仮に納付があっても受け取ることはできないこととなるが、時効開始の時期が不確かだが時効が完成していると思われる案件にもかかわらず収納されているものが見受けられたほか、台帳が適切に整理されていないものもあった。

また、滞納処分規定のない公債権や私債権の場合は、時効が完成しても、留萌市債権管理条例第12条第1項による決定（その他の債権の放棄）又は債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しないため、請求や催告、納付することができるが、対応を行わず、ただ漫然と放置しているものも見受けられたことから、裁判上の請求を行うなど、時効の更新措置をとるよう心掛けていただきたい。

③ 滞納者の個別管理について

平成22年度、平成25年度及び平成29年度定期監査において指摘した

ところであるが、令和3年度においても一部に不適切な管理が見受けられた。

滞納管理台帳については、債権の名称や金額、督促や催告、時効更新手続き等を時系列で記録しておくべきであるが、記録がないもの、記録が正確でないもの、長期間未対応なものなどを確認した。

台帳の記載漏れや誤った記録は、後日参照時に錯誤を生じさせる可能性があるため、記録の正確性には十分留意する必要がある。

また、今後どのような対応をするべきかなども記録し、担当者の異動時においても円滑に引き継がれるような事務処理を要望する。

さらに、誓約による分納額の算定については、単に完納に要する月数で均等分割するのではなく、きめ細やかな納付相談や状況確認の実施により、個々の滞納者の所得状況の変化を把握の上、柔軟な分納額の設定に努められたい。

#### ④ 滞納整理について

平成22年度、平成25年度及び平成29年度定期監査において指摘したところであるが、差押え等の強制執行が適正に行われていない部局が今回の監査でも見受けられた。

市税においては、徴収担当係を置いているが、他の収入については、担当部局内に徴収のための専従者が配置されておらず、他の業務の傍ら徴収事務を行わざるを得ない状況にある。

特に債権の回収は、高度な専門知識と手法が求められる業務であるが、知識や手法を熟知している職員ではないため、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。

職員数が限られた中で業務を行っていることは理解できるが、大多数の納税者、債務者が納期内に納付していることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されることではない。

滞納整理の知識を習得する勉強会を実施するなど、各部局において若手職員など徴収業務が未経験な職員へ、知識やノウハウが引き継がれるよう積極的な取り組みが望まれる。

#### ⑤ 債権放棄、不納欠損について

留萌市債権管理条例の施行以来、債権放棄や不納欠損に係る事務は概ね適正な処理となっているが、一部の部局では漫然と消滅時効となっているもの

や債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処分が行われていないものがあつたほか、滞納処分の停止が行われていないものを不納欠損処分したもの、不納欠損後に納付があつたが翌年度会計で処理したものなど、不適切な事務処理が見受けられた。

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の処理であり、消滅した債権に対して行われるため、不納欠損にすることで債権が消滅するものではない。

債権放棄については、収入されるべき債権を消滅させるものであることから、公平性や市民の納税等に対する意識が損なわれないよう、消滅するに至るまでに債権回収に最大限取り組むことが重要である。

債務者の資力や財産、生活の実態等の調査を行い、徴収努力をするとともに、関係法令に基づいた適正な処理に努められたい。

中には困難な案件があると考えられるが、住民訴訟等の事案ともなりかねないので、公債権においては滞納処分の執行停止の手続き、私債権においては徴収停止等の措置を講じてから放棄するよう努力されたい。

#### ⑥ 延滞金の徴収について

延滞金については、地方税法及び留萌市債権管理条例の規定により徴収しなければならないものであり、延滞金の徴収は、負担の公平を図り滞納の抑制にもつながるものであることから、税や全ての使用料等について徴収することが原則である。

平成25年度及び平成29年度定期監査において要望したところであるが、納期内に納付した納税者、債務者との公平性を確保する意味でも延滞金の適正な徴収に努力されたい。

## 8 まとめ

今回監査対象とした債権管理事務については、全体的には概ね良好であると認められたものの、一部で重大な誤謬が見受けられたほか、監査の結果で述べたとおり、検討又は改善を必要とすべき事項が見受けられた。

既に一定程度改善が図られているものもあるが、遅々として改善されない部局もあるため、適正かつ効率的な収納事務を望むものである。

滞納処分、時効管理等は、法律や条例等に基づく適正な事務処理が必要であ

ることから、地方自治法、民法のほか関係法令の改正内容を良く確認し、事務処理にあたるよう望む。

市税、負担金、使用料等の収入は、市が行う施策の貴重な財源であるため、徹底した収入の確保に努めていく必要があり、そのためには債権の回収が滞ることのないよう、その管理を適切に行わなければならない。

債権回収の滞りは、行政サービスの提供に影響を及ぼすだけでなく、適切に納付している納税者、債務者に対して公平性を欠くこととなることから、債権管理は、健全な財政運営、行政サービスの適切な提供、住民に対する公平性の確保等の観点から重要な業務である。

留萌市においては、悪質な滞納者への行政サービスの制限、税における差押え等の強制執行、国民健康保険における資格証明書、短期保険証の発行、水道使用料においては給水停止などで成果をあげているが、強制執行等の実施はこれら一部の未収金についてのみであり、他の未収金については、積極的な取り組みが行われているとは言いがたい状況である。

平成24年度から平成26年度にかけて留萌市債権管理条例に則した滞納事務に関する研修会が開催され、多くの職員が受講し成果を上げているほか、令和3年度からは、留萌市収納対策本部を中心に、徴収事務を所管する部局に新たに配属された職員を対象とした研修会が開催されているが、徴収事務を所管する部局に配属されなければ、滞納管理の知識を習得する機会がない。

市の債権は、その区分や時効期間が異なるため、専門的な知識や実務経験が必要であることから、留萌市収納対策本部を中心に、以前受講した職員も含め、知識向上や債権管理に関する解釈の統一など、徴収の知識や手法の向上を目的とした研修会を毎年開催するなどの取り組みが必要である。

今後においては、収納対策本部と各部局が連携し、留萌市債権管理条例等に基づいた収納管理が積極的に行われるよう望むところである。

※ 参考 関係法令一覧

区 分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私 債 権
納入の通知	地方自治法第231条		
督促の根拠	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条
督促の時効更新	地方自治法第236条第4項		
延滞金	地方自治法第231条の3第2項		遅延損害金等 民法第404条 他
徴収停止	執行停止 地方税法等の個別法	徴収停止 地方自治法施行令第171条の5	
強制執行等	滞納処分 地方税法等の個別法	強制執行等 地方自治法施行令第171条の2 他	
時効時間	地方税法等の個別法 地方自治法第236条第1項 他		民法、商法 他